

著作権法の一部を改正する法律案に 対する修正案（概要）

本修正案は、「違法に配信されているものであることを知りながら、有償の音楽・映像を私的使用目的で複製する行為」（私的違法ダウンロード）について罰則を設けるとともに、私的違法ダウンロードの防止に関し、国民に対する啓発、関係事業者の措置について定めるものである。

一 罰則の整備

私的使用の目的をもって、有償著作物等（ ）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であって、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。（親告罪）

録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。

（イメージ図）

著作権者の許諾を得ずに
有償著作物等をアップロード

（従来より著作権法により処罰）



ダウンロード



二 施行期日等

- 1 一の罰則規定は、平成24年10月1日から施行すること。
- 2 国民に対する啓発等に関する規定、関係事業者の措置に関する規定、法施行後1年を目途とする検討条項等を設けること。（公布日施行）